

(特活) 大阪市コミュニティ協会広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定非営利活動法人大阪市コミュニティ協会（以下、「協会」という。）所管の広告媒体に掲載する広告等の取扱いについて必要な事項を定める。

(広告の掲載基準)

第2条 広告の掲載は、当該広告の内容が次の各号に掲げる事項に該当しない限り、行うことができる。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (3) 人権侵害となるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 公衆に対して、不快の念を与えるもの
- (9) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (10) あたかも協会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (11) その他、協会が不相当と認めるもの

(広告の規格等)

第3条 規格、掲載期間、広告料等は、別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 広告掲載希望者の募集は、協会ホームページ等で公募する。

(広告指定取次人)

第5条 協会は、相当程度の経験を有する者を広告取次人（以下「取次人」という。）に指定することができる。

(指定の取消し)

第6条 協会は、次の各号の1に該当する場合は、取次人の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 取次人が指定の取消しを申し出たとき

(3) 協会の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書を協会に提出しなければならない。

2 取次人を指定している広告物にかかる申込みについては、原則として取次人を經由して行うものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 協会は、第7条の規定による申し込みを受けたときは、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定により掲載の可否を決定したときは、その結果等について申込者又は取次人に対して、広告掲載決定通知書等により通知する。

(広告の優先順位)

第9条 掲載する広告は、協会の運営に関連した広告を優先的に取り扱うことができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は広告原稿を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告料の納入)

第11条 広告料は指定期日までに一括前納を原則とする。ただし、特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

(広告料の返還)

第12条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告掲載の取消)

第13条 次の各号の1に該当する場合は、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) その他協会が必要と認めるとき

(広告掲載の取下)

第14条 広告主又は取次人は、書面による申し出により広告掲載を取下げることができる。ただし、納付済みの広告料は還付しない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第16条 広告主は、ホームページ広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに連絡をするものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成21年2月1日から施行する。